

# 犬を飼って いる皆さんへ

犬も家族の一員

## 不妊・去勢手術で、捨てられる犬をなくしましょう

犬は、年に2回、子犬を生むことができます。あなたが子犬を望んでいないのなら、繁殖を制限して不幸な犬が増えないようにしましょう。

また、犬が飼えなくなったら、新しい飼い主をさがしましょう。

### [不妊・去勢手術による効果]

おす犬

性格が穏やかになり、しつけやすくなる  
尿のマーキングが減少する

めす犬

発情が解消される  
(発情時の出血、おす犬が寄ってこなくなる)

犬のからだ  
三三知識

- ◎体温/38~39度
- ◎脈拍/100~130 (1分間)
- ◎呼吸数/20~30 (1分間)
- ◎年齢/1歳で大人、  
15歳で人の80歳程度
- ◎発情/年2回
- ◎妊娠期間/約60日

※不妊・去勢手術については、お近くの動物病院で御相談ください。

## マイクロチップを知っていますか？

ペットが突然の迷子、災害、盗難、事故・・・、でも  
ペットは住所も名前も言えません。

そんなとき、マイクロチップは確実な身元証明になります。



### マイクロチップって？

◇マイクロチップとは、直径2mm、長さ8~12mm程度の円筒形の電子標識器具で、獣医さんが専用の道具を使って犬の背中(首のあたりの皮下)に埋め込んで使用します。

◇15桁の数字が記録されていて、専用のリーダーで読み取り、データベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主が判明します。

※詳しいことは、お近くの動物病院で御相談ください。

犬を迷子に  
しないで...

迷子になるのはこんなとき、

- ◎カミナリや花火の音に驚いて・・・
- ◎出かけた先やお散歩中に離れて・・・
- ◎ドアや門のすきまから外に・・・





動物を捨てることは法律で禁止されています。

# 飼い主さんの義務

～犬の登録・狂犬病予防注射と適正飼養～

『狂犬病予防法』・『動物の愛護及び管理に関する法律』  
『動物の飼養管理と愛護に関する条例』に基づき、  
次のことを守りましょう。



- 1 生後 91 日以上の子犬は市役所又は町村役場に登録手続きをすること。
- 2 毎年一回、狂犬病予防注射を受けさせること。
- 3 市役所又は町村役場から交付された鑑札・注射済票は、必ず犬につけること。
- 4 犬は常につないでおくこと。  
(囲いのない所で放し飼いにしたり、飼い主さんから離れて散歩をさせてはいけません。)
- 5 犬が人に危害を加えたら、すぐに保健所に届出ること。
- 6 適正なしつけを行い、他人に迷惑をかけないこと。
- 7 散歩時には、ふん便により道路、公園等の公共の施設を汚さないこと。
- 8 健康管理を行い、最後まで責任をもって飼うこと。

もし、犬がいなくなったら・・・

警察又は保健所で保護している場合があります。すぐ連絡してください。

犬の飼い方やしつけ方法がよくわからない・・・

保健所の動物愛護管理員に御相談ください。



↑動物の愛護及び管理に関する法律第44条↓

京都府関係公所名	所在地	電話
生活衛生課動物愛護管理担当	602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町	075-414-4767
動物愛護管理センター	610-1106 京都市西京区大枝沓掛町2-4-5	075-331-1833
乙訓保健所	617-0006 向日市上植野町馬立8	075-933-1241
山城北保健所	611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-2912
山城南保健所	619-0214 木津川市木津小字上戸18-1	0774-72-4302
南丹保健所	622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-4754
中丹西保健所	620-0055 福知山市篠尾新町一丁目9-1	0773-22-6382
中丹東保健所	624-0906 舞鶴市倉谷村西1-4-9-9	0773-75-1156
丹後保健所	627-8570 京丹后市峰山町丹波8-5-5	0772-62-1361